

仙台市立小・中学校の 一定規模確保に向けた方針及び 過大規模校化への対応方針 中間案（概要版）

この概要版は、中間案のポイントをまとめたものです。

詳しくは、中間案本文をご覧ください。

平成27年4月

仙台市教育委員会

「仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた方針及び過大規模校化への対応方針」の
中間案にご意見をお寄せください

市では、平成20年8月に策定した「仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた実施方針」の見直しを行い、「過大規模校化への対応方針」を含めた新たな方針の策定を進めています。
このたび、その中間案を取りまとめましたので、皆様のご意見をお寄せください。

■中間案の閲覧・配布

市役所本庁舎1階市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、区役所総合案内、総合支所で本文の閲覧と概要版の配布を行うほか、市ホームページでもご覧いただけます。

■提出方法

任意様式に、ご意見と住所、氏名を記入して、郵送、ファックスまたはEメールで5月21日(木)までにご提出ください。

■提出・問合せ先

仙台市教育委員会事務局 〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-1-25 東二番丁スクエア2階

「一定規模確保に向けた方針」 学校規模適正化推進室 ☎ 214-8431 FAX 264-4428

E-mail kyo019031@city.sendai.jp

「過大規模校化への対応方針」 学事課

☎ 214-2162 FAX 264-4428

E-mail kyo019031@city.sendai.jp

I 「仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた基本方針」

全国的な少子化に伴い、本市においても児童生徒数が減少し、学校の小規模化に伴う課題が生じてきたことから、平成 20 年 8 月に「仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた基本方針」（以下「基本方針」と表記。）を策定し、一定規模確保に向けた取組みを進めてきました。

「基本方針」策定以降、「一定規模の基準」等の見直しが必要となる教育制度の改正等はなく、また、新たに策定された「仙台市基本計画」及び「仙台市教育振興基本計画」と「基本方針」は整合性がとれていることから、「基本方針」の見直しは行わず、児童生徒数、平均学級数などに 21～26 年度分を追加する時点修正を行いました。

【一定規模の基準】

学級数の基準	小学校：12 学級以上が必要（各学年でクラス替えができる） 中学校：9 学級以上が必要（クラス替えに加え、教員配置を考慮）
通学距離の基準	小学校：概ね 4 km 以内 中学校：概ね 6 km 以内

II 「仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた実施方針」

「基本方針」とともに策定した「仙台市小・中学校の一定規模確保に向けた実施方針」（以下「実施方針」と表記。）は、「基本方針」の基準、考え方に基づき、取組みの進め方をまとめたものです。

「実施方針」については、策定後 5 年を目途に見直しを行うとしていたことから、これまでの取組みの検証結果を踏まえ、また、文部科学省が平成 27 年 1 月に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「手引」と表記。）との整合性も図りながら、一定規模の基準に満たない学校（以下「一定規模未満校」と表記。）への幅広い対応を目的とした改定を行いました。

II-1 これまでの取組み

「統合による一定規模確保を目指す学校」から、貝森小、野村小、松陵小を選定して、優先的に取組みを進めた結果、平成 25 年 4 月に松陵小と松陵西小を統合して泉松陵小が開校し、平成 27 年 4 月には貝森小と国見小が統合しました。

「新たな方策を検討する必要がある学校」は、教育環境の向上を図るため、授業や特別活動などを近隣の学校等と合同で実施する交流学習に取組みました。

また、坪沼小においては、保護者や地域の方々が学校とともに今後のあり方について協議を重ねた結果、児童数減少への対応は難しいことから統合に向けた話し合いを進めることとなり、結論として平成 27 年 4 月に生出小と統合することとなりました。

(1) これまでの取組みによる主な成果

- ・友達関係が広がり、新たな出会いが学ぶ姿勢や様々な活動に取り組む姿勢への刺激となり、意欲の向上につながったこと。
- ・統合 1 年前から事前交流を実施して児童同士の交流を深めたことから、新しい学校生活を円滑に始めることができたこと。
- ・グループ単位や学級・学年単位の活動や発表の経験により、学び合う楽しさを体験したこと。

(2) 取組みにあたっての主な改善点

- ・一定規模未満校への幅広い取組みが必要であること。
- ・児童生徒数の推移に合わせて取組む必要があること。
- ・教育環境に関する問題意識を保護者や地域の方々と共有しながら話し合う必要があること。
- ・交流学習は、児童生徒一人一人が活躍できる機会を増やす工夫を行いながら実施していく必要があること。

II-2 基本的な考え方

一定規模確保に向けた取組みは、望ましい教育環境の実現、及び一定規模確保が困難な中山間部の学校における教育環境の改善を目的としています。これまでの取組みの改善点も踏まえ、児童生徒の成長のための課題を含めた地域のあり方も保護者や地域の方々と共有しながら取組みを進めます。

学級数や児童生徒数による区分に応じて取組む

一定規模未満校のうち、小学校は6学級以下、中学校は5学級以下の学校を、学級数や児童生徒数により小規模校Ⅰ～Ⅲに区分し、幅広く取組みを進めます。

区 分	小 学 校	中 学 校
一定規模未満校	11学級以下の学校	8学級以下の学校
小規模校Ⅰ	6学級以下(区分Ⅱ・Ⅲ除く)	5学級以下(区分Ⅱ・Ⅲ除く)
小規模校Ⅱ	複数の学年の児童数が標準児童数 ^{*1} の半数未満 (1・2学年:17名以下 3~6学年:19名以下(区分Ⅲ除く))	3学級以下(区分Ⅲ除く)
小規模校Ⅲ	全学年複式学級 ^{*2} 規模 (各学年児童数1桁の規模)	複数の学年の生徒数が標準生徒数 ^{*1} の半数未満 (1学年:17名以下 2・3学年:19名以下)

*1 標準児童生徒数:「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下、「法」と表記。)において、一学級の児童又は生徒の数の基準は、一学級40人(小学1年は35人)を標準として都道府県の教育委員会が定めるとしています。宮城県教育委員会では、小学2年と中学1年の35人超学級の解消を図るため、「学級編成弾力化事業」により必要となる教員を配置しています。

*2 複式学級:法第3条及び同法施行令第2条の規定により、当該学校の児童生徒の数が著しく少ない場合において、数学年の児童生徒を一つの学級に編制する場合の通称

【学級数や児童生徒数による区分に応じて取組むねらいと期待できる効果】

より多くの一定規模未満校へ対応する

小規模校には家庭的な雰囲気の中で学校生活を送れるなどの「良さ」がある一方、人間関係が広がりにくいなどの「課題」があることへの理解を深めることができる。

より早い段階から児童生徒数に応じた内容で取組む

児童生徒数に合わせた取組みの目的や内容を知ることができるとともに、小規模校化や統合に対する保護者や地域の方々の不安等を解消することができる。

取組みを進める基準を明確にする

児童生徒数の状況を客観的に知ることができ、また、児童生徒数が一層減少した場合には、どのように取組みが進められるのかを事前を知ることができる。

通学支援を前提として取組む

中山間部の小規模校では、在籍児童がいない学年があるなど小規模化に伴う課題が顕著となる懸念があります。このため、通学環境を考慮しながら、公共交通機関の利用ができない場合には、スクールバスなどの通学支援を前提として統合に向けた取組みを丁寧に進めます。通学支援を行う場合、通学時間は「おおむね1時間以内」を目安とし、児童生徒の安全な通学環境の確保に努めます。

児童数の減少が著しい分校においても、同様の取組みを進めます。

【通学支援を前提として取組むねらいと期待できる効果】

中山間部の一定規模未満校の教育環境を改善する

公共交通機関の利用ができない場合には、スクールバスなどの通学支援を前提として統合することにより、多くの児童生徒と学び、活動するという教育環境の下で学校生活を送ることができる。

交流学習を継続する

中山間部の一定規模未満校において実施している交流学習については、多くの児童生徒と学び合い、さまざまな考えに触れることで、友達関係の広がりや学習意欲の向上等が期待できることから、今後も継続して実施します。

Ⅱ-3 今後の取組み

学級数や児童生徒数による区分に応じて取組む

学校は、保護者や地域の方々に支えられ成り立っています。また、児童生徒の様子や学校、地域の状況はそれぞれ異なり、保護者や地域の方々の教育環境への思いも様々です。一定規模確保に向けた取組みは、お互いの考えや思いを出し合い、「統合」や「存続」それぞれの効果や課題なども検証しながら、理解が深まるように進めます。

(1) 小規模校Ⅰの取組みの進め方（右図①）

学校の小規模化に伴う課題等について、保護者や地域の方々と問題意識の共有を図ることや、小規模校の良さや課題の啓発を主な目的とします。

【学校の規模に起因する課題等】

小学校：最長6年間クラス替えができない学年が発生するなど、児童同士の関わり方が固定化し、新たな個性が見出しにくくなる懸念があります。

中学校：クラス替えができない学年がある他、教員配置でも不足数が拡大しています。

(2) 小規模校Ⅱの取組みの進め方（右図②）

保護者や地域の方々と一定規模確保に向けた合意形成を主な目的とします。

【学校の規模に起因する課題等】

小学校：小規模化が一層進行して全校児童数が一定規模校の半数未満という状態となっており、大人数で行う授業や活動等が制限されます。

中学校：全学年でクラス替えが出来ず、生徒同士の関わり方が固定化し、新たな個性が見出しにくくなる懸念がある他、部活動ではチーム編成や顧問の配置が困難となります。

(3) 小規模校Ⅲの取組みの進め方（右図③）

小規模化が著しい学校の教育環境を改善するため、保護者や地域の方々と統合に向けた合意形成を主な目的とします。

【学校の規模に起因する課題等】

小学校：児童の男女比に著しい偏りが発生しやすくなり、児童のいない学年も発生します。

中学校：全校生徒数が一定規模校の1/4に満たないため、大人数の授業や活動が一層制限される他、部活動は他校への参加が必要となるなど活動自体が困難となります。

通学支援を前提として取組む

(1) 学校や地域の実情に配慮した丁寧な取組み

中山間部の一定規模未満校についても小規模校Ⅰ～Ⅲに区分して、地理的・社会的な成り立ちによる生活圈域や立地条件などを踏まえながら、保護者や地域の方々と話し合いなどの機会を持ち、理解が深まるように丁寧に取組みを進めます。

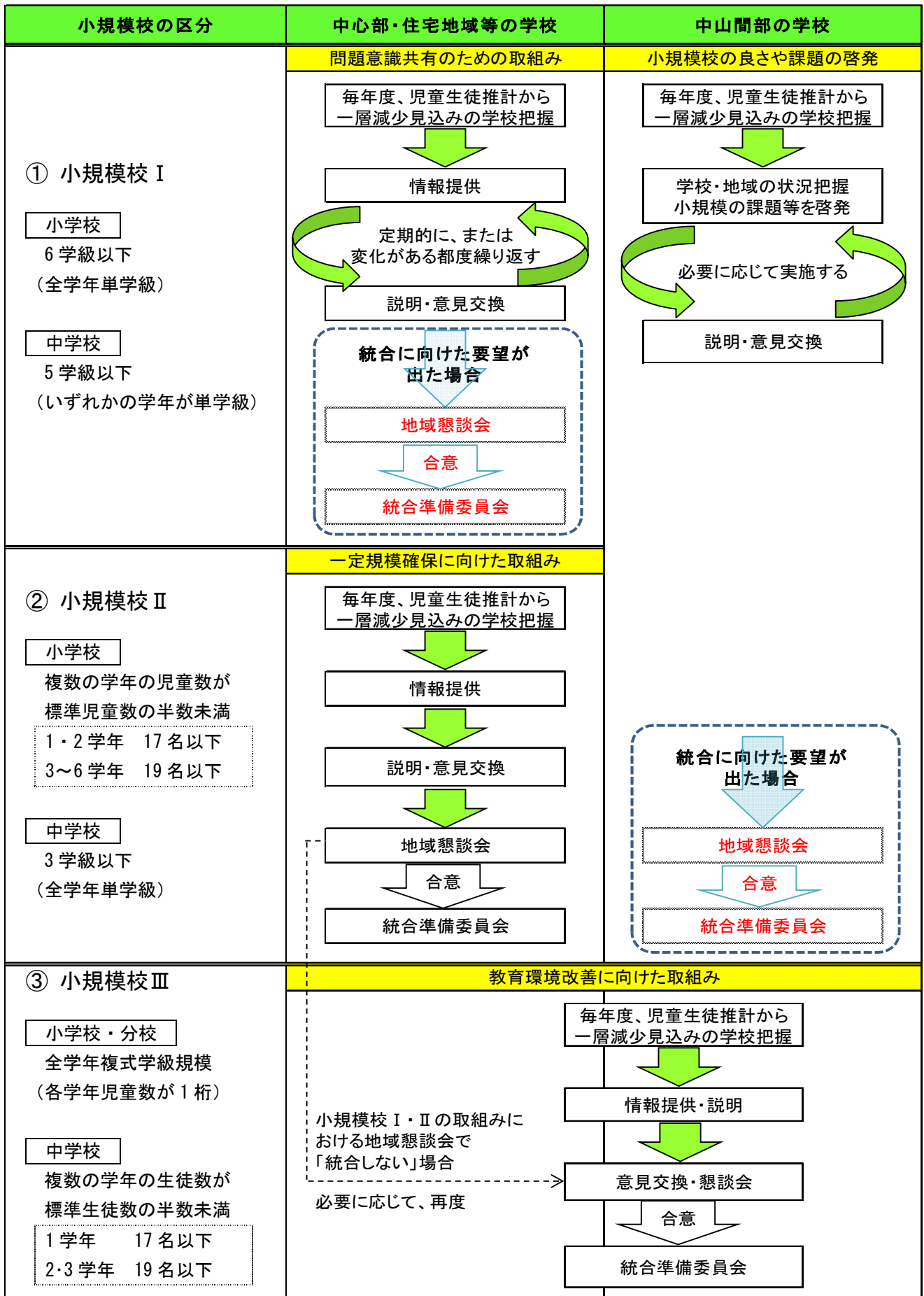
(2) 分校への取組み

分校についても児童の減少が著しいことから、今後の分校のあり方について、保護者や地域の方々と十分に話し合い、より丁寧な取組みを進めます。また、教育環境の観点から、小規模校化した学校を新たな分校とはしません。

「統合」を選択しない学校の取組み

地域懇談会などの結論として「統合」を選択しない場合においては、交流学习を実施し、多様な考えに触れる機会や、切磋琢磨する環境を確保するとともに、「手引」等を参考として、少人数を生かした指導の充実や、地域とのつながりを生かした教育課程を工夫するなどにより小規模校の教育環境の向上に努めます。また、保護者や地域の方々への情報提供や意見交換を継続し、必要に応じて、より良い教育環境のあり方などについて話し合いを行います。

学級数や児童生徒数による区分に応じた取組みの進め方（イメージ図）



II-4 統合に向けて

保護者や地域の方々との統合に向けての合意形成後、円滑な統合の実現のため、統合する学校それぞれの保護者及び学校関係者、地域の方々と統合準備を進めます。

統合準備委員会設置により、統合する学校同士の児童生徒の事前交流の実施などの統合準備の他、PTA・子ども会などにおいても、学校統合後のあり方について話し合いが進められます。

統合準備委員会

統合する学校の保護者及び学校関係者、地域の方々と統合準備委員会を設置して、次の事項について話し合いを進めます。

- 統合までのスケジュールの確認
- 統合後の通学路の調査、確認
- 登下校時の安全確保策の検討と実施に向けた調整
- 道路管理者、警察等関係機関との調整 など

統合する学校同士による統合準備

学校統合後、すぐに児童生徒が活気あふれる新しい学校生活を送ることができるよう、事前交流を実施するとともに、統合校の教育目標等の調整を進めます。

- 事前交流の計画、実施
- 教育目標、教育課程、行事等の検討
- クラス編制
- 教材、教具、備品等の調整 など

学校関係・地域諸団体の調整

PTAや子ども会、連合町内会、学区民体育振興会等の地域関係諸団体の学校統合後のあり方について、団体間で調整します。

学校区を設置単位としない諸団体については、必ずしも統合・合併の必要はありませんが、統合・合併する場合は、団体同士での調整が必要となります。

- 統合・合併する団体は、組織（規約）、行事、財産等の調整 など

II-5 学校跡施設の利活用

学校跡施設は市民共有の貴重な財産であることから、利活用は用途地域、施設の状態、周辺地域を含めた公共施設の配置状況など、市全体のまちづくりの視点にたって、また、転用のための改修費や維持管理費なども考慮しながら検討を進めます。

跡施設の利活用検討の進め方

「公共施設総合マネジメントプラン」の考え方を踏まえ、施設の老朽度や安全性などを評価し、市民ニーズや周辺施設の利用状況なども調査のうえ、地域の方々のご意見も踏まえて必要とされる機能や果たすべき役割を検証して、関係部局と連携しながら早期に有効活用できるように取組みます。

施設の安全性や市民ニーズ等が高い場合は他の公共施設への「機能転用」などを行い、低い場合は、地域との調整を図りながら、建物を維持した状態で、あるいは建物を解体したうえで敷地を売却することもあります。

利活用検討の優先順位

「機能転用」する場合には、以下の優先順位で利活用の検討を進めます。

- ① 全て本市事業として利活用する場合
- ② 公共性・公益性が高いと認められる事業を、本市以外の団体・事業者等が、全てあるいは本市事業で利活用する以外の部分で利活用する場合
- ③ 営利目的等、公共性・公益性が高いと認められない事業を、賃貸等により、本市以外の団体・事業者等が全てあるいは上記①②で利活用する以外の部分で利活用する場合

Ⅲ 「仙台市立小・中学校の過大規模校化への対応方針」

土地区画整理事業など住環境基盤の整備が行われた地区では、大規模校化している学校が見られることから、望ましい教育環境確保のため、「仙台市立小・中学校の過大規模校化への対応方針」を策定します。

Ⅲ-1 過大規模校の定義

学級数が 31 学級以上（特別支援学級を含む）の学校を過大規模校と位置付けます。

Ⅲ-2 基本的な考え方

将来的な見通しに基づく対応

定期的に児童生徒推計を実施し、将来的な学級数を見通しながら対応します。

計画的な対応

将来的な学級数の動向を的確に捉えたいうで計画的に対応します。

現有施設を活用した対応

現在保有している学校施設を活用することを基本として対応します。

地域の実情を踏まえた対応

通学区域の地理的状況や地域社会の実情を踏まえて対応します。

Ⅲ-3 今後の取組み

過去の転出入や出生の状況、今後の大規模開発の見通しを的確に把握しながら、児童生徒推計を毎年度行い、学校規模の状況に応じて次のとおり区分します。

区 分		基 準
I	既に過大規模校となっている学校	現在の学級数が 31 学級以上の学校
II	将来的に過大規模校となる見通しの学校	将来的に学級数が 31 学級以上になる見通しの学校
III	過大規模校となるおそれのある学校	現在の学級数が 25 学級以上の学校 (区分 II に該当する学校を除く)

区分 I・II に該当する学校のうち、一定期間以上過大規模校の状態が続くことが見込まれる学校については次のとおり対応します。

- (1) 通学区域の変更を基本に検討します。
- (2) 通学区域の変更を行っても過大規模校の状態が解消されない場合や、地域の事情等により通学区域の変更を行うことが困難な場合は、学校の分離新設を検討します。
- (3) 通学区域の変更、分離新設の対応がいずれも困難であり、なおかつ教室不足の発生が見込まれる場合は、仮設校舎の整備、校舎の増築等による教育環境の確保を行います。

その他の学校については、将来的な児童生徒数に影響する要因の把握に努めながら、状況を注視していきます。

これらの対応にあたっては、地域ごとの実情を考慮しながら検討を進め、保護者や地域の方々に対し十分な説明を行いながら取組みの推進を図っていきます。

仙台市立小・中学校の

一定規模確保に向けた方針及び

過大規模校化への対応方針（中間案）

平成27年4月

発行：仙台市教育委員会事務局総務企画部

「一定規模確保に向けた方針」 学校規模適正化推進室

TEL 022-214-8431～2 FAX 022-264-4428

「過大規模校化への対応方針」 学事課

TEL 022-214-2162 FAX 022-264-4428